

西宮市読話訓練・手話訓練講習事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域生活支援事業実施要綱（平成18年障発第0801002号）に規定する市町村任意事業について、その実施に必要な事項を定め、聴覚障害者等が日常生活上必要な訓練を行い、生活の質の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、事業の全部又は一部を委託することができる。

(対象者)

第3条 西宮市内在住、在勤の中途失聴者、難聴者及びその関係者を対象とする。ただし、申込者が多数の場合は初回申込者を優先とする。

(申込方法)

第4条 申込みは、実施主体へ申し出るものとする。

(内容)

第5条 読話及び手話の基礎講習により日常生活及び社会生活を営むために必要な訓練を行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。